

健生移発 0527 第 1 号  
令和 6 年 5 月 27 日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長  
各 眼 球 あ つ せ ん 機 関 の 長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課  
移植医療対策推進室長  
( 公 印 省 略 )

知的障害に係る療育手帳の保持者における臓器提供の意思表示の適切な取扱いについて

今般、公益社団法人日本臓器移植ネットワークより、当該法人が行ってきた臓器のあっせんにおいて、知的障害に係る療育手帳の保持者の臓器提供に係る意思表示を一律に無効とする運用を行ってきた旨の報告を受けたところである。

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（平成 9 年 10 月 8 日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙）においては、「意思表示を有効なものとして取り扱う 15 歳以上の者であって、知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する者であることが判明した場合においては、当面、当該者からの臓器摘出は見合わせる」とし、「有効な意思表示が困難となる障害を有する者であることの確認は主治医等から家族等に対する病状や治療方針の説明の中で行うこと」としている。また、その運用に際しては、「主治医等が個別の事例に応じて慎重に判断した結果、臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有していなかったと判断している場合には、他の条件を満たす限りにおいて法的脳死判定・臓器摘出を行うことができる」としてきたところである。

貴法人におかれては、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 2 条第 1 項において「死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思是、尊重されなければならない」と規定されていることを踏まえ、臓器のあっせんの際し、対象患者が知的障害に係る療育手帳を保持していることを理由に「有効な意思表示が困難となる障害を有する者」とであると一律に判断することがないよう、改めて徹底することをお願いする。